久保田鐵工所 連判狀を作て又運動
尼ヶ崎分工場も要求書
◇相澤造船所は圓滿に四日復業

大阪市 南區高岸町の久保田鐵工所にては、職工の動搖を防がん爲め待遇改善案を發表すべしとて一時を糊塗して居たが容易に其實現を見ざるより、職工側は四日正午の休憩時に、八百餘名全部の **連判狀** を作り、神山榮五名の實行委員は工場委員制度の確立、解雇手當其他十箇條の要求書を酒井工場長の手許に提出し、四十八時間以內に回答を得たしと申込んだが

尼ヶ崎 分工場の一千百餘名も同日中に要求書を提出すべき模樣である、又西區千田町の相澤造船所は約一ヶ月に亘つて紛爭を重ね、職工側の內部[illegible]紛糾中であつたが、會社も遂に **我を折** つて職工側の要求條件を認め、日給一割增の外、解雇手當を承認して圓滿に解決を告げ、四日より復業する事となつた(大阪電報)

久保田も提出

大阪市南區高岸町久保田鐵工所職工は會社の優遇案發表を待つこととして一日要求書の提出を見合せることになつて居たが本工場及び加島分工場の實行委員は[illegible]よりも職工側の意志を會社に[illegible]せしめる爲め大綱要求書を提出する方がいゝと主張した結果尼崎分工場を除き兩工場の實行委員二十六名は二日夜職工委員制度の實施、解雇手當退職手當の增額、賞與、[illegible]の支給、分金割合等十箇條より成る要求書を作成し四日職工全般の委任狀を集めた上で五日に提出することに決定した

久保田職工嘆願書

大阪市南區高岸町久保田鐵工所職工の嘆願書は職工全般の委任狀を[illegible]居なかつた爲め酒井工場長の手許に留保し目下實行委員に於て委任狀を取纏めると共に恩加島尼崎兩分工場に對して加盟方交渉中でそれ等が纏まると嘆願書にあつた「六日正午まで」といふ回答期限の字句を修正して提出する筈であるが酒井工場長は既に會社が先手を打つて優遇案を發表して居るのであるから他會社の如き爭議の勃發せぬ以前に解決すべく目下勞資雙方の間に立ちて[illegible]奔走中である

會社側先手の 解職手當規定
久保田鐵工所

此程來何等かの要求を提出すべく結束しつゝあつた久保田鐵工所の職工に對し會社側は其要求に先ち五日午後三時左記解職手當の給與規定を發表

一、工場の都合に依る解雇の場合は(イ)勤續滿六箇月以上一箇年以內の者には日給十五日分(ロ)滿一箇年を超ゆる期間、滿一箇月に付日給[illegible]日分宛增額(ハ)滿二箇年を超ゆる期間[illegible](ニ)[illegible](ホ)以上豫告十四日分の日給加算

二、自己の都合に依る退職の場合(イ)年齡滿五十歲以上の者にして勤續滿十箇年以上の者は第一項の(ホ)を除く全額(ロ)退職を願出で止むを得ざる事情を認め之を許可した勤續滿十箇年以上の者には第一項の(ホ)を除く三分の一

三、前各項以外のもの並に懲戒處分に依る解雇の場合は支給せず

但し尼崎分工場[illegible]には前各項の五割增さす

尙同所では工場委員の制度に關し具體案を協議作成の上近く發表する由

要求書提出か 煮切らない久保田
會社側と職工側睨み合ふ

久保田鐵工所では會社側は近く全職工の制度認可及び手當に關する優遇案を發表する旨言ひながらそれが內容は絕對祕密に附し居り又職工側も要求書を提出する事に一決しながらも二三の反對者のある爲め外部にはそれが內容を發表せず雙方際を窺ふてゐる有樣であるが職工側では會社側の態度があまりに煮え切らないので四日朝酒井工場長の手を經て要求書を提出する事になつてゐた處生憎四日には酒井工場長が缺勤したのでそれも出來ず、平常の通り仕事に從事してゐるが午後四時休業後職工組合支部に會合して善後策を講ずる筈である

實行委員焦る
久保田鐵工所

大阪久保田鐵工所の職工側は會社側から出した優遇案を不當とし嘆願書を酒井工場長の手許まで提出したが肝腎の全職工の委任狀がないので[illegible]職工側實行委員は[illegible]加盟を求めて[illegible]回答期に至るも本工場四百餘名の職工の加盟するに至り[illegible]尼崎分工場では優遇案に對し異論を唱へ居らざるもの〻如く本工場の嘆願書には同意して居ないと

再要求を 容れるか容れぬか
會社の强硬說に久保田鐵工所飽く迄怠業

久保田 鐵工所の職工一千五百名は、五日會社が發表した優遇案に滿足せず、直に再要求案を提出した事は既報の通りであるが、會社側は同夜直に幹部會を開き、[illegible]

會社側 では五日發表した優遇案が與へ得る最大限であると言つて居るので[illegible]から一步も出る事は出來ないと[illegible](大阪電話)

職工の强硬さに 驚いて優遇案を發表
紛糾中の久保田鐵工所

久保田鐵工所では暫く會社側と職工側とが雙方睨み合の態度であつたが愈々職工一同は四日午後四時神山外五名の實行委員をして酒井工場長に要求書を提出したが[illegible]に預ね付けられたので職工等は大いに憤慨し强硬の態度を示したので會社側では非常に驚き午後七時より久保田所長外十數名の重役が鳩首協議した結果五日午前十時[illegible]職工一同に對し優遇案を發表する事に決定した

久保田の優遇案 久保田鐵工所では[illegible]職工長以上五十名を所長室に召集して優遇案を發表して各職工に傳ふる方を依賴したが優遇案の大要は左の通りである

近時勞働爭議頻出して直接間接に國家の產業に及ぼす影響甚大なるに鑑み會社に於て之が善後策に就き委員會を設置し職工諸君の便宜を計る事とし時間の伸縮保險互助救濟衞生に注意する事等其他の事は後日委員會に於て協議決定する事とし倘職工の退職手當等に關し左の條案を發表した

嘆願書 職工側から提出 十一ヶ條

[illegible]職工側は優遇案發表に對し本工場職工は直ちに總同盟大阪聯合會[illegible]支部に於て協議の結果[illegible]優遇案を不當として午後四時酒井工場長の手許まで嘆願書を提出した、同工場長は六日正午迄に[illegible]結果を待つ

嘆願書

(一)職工側勞働委員制度の實施(二)解雇の場合は手當として一箇年未滿の者は一箇月に對する五日分一箇年以上の者は一箇月を增す每に三日分、二箇年以上は一箇月を增す每に五日分を支給され度(三)歸國旅費として妻帶者へは[illegible]圓、獨身者へは三十圓(三)自發的の退職の場合、解雇手當の半額を支給され度し(四)勞働賃金は從前通り[illegible](五)生活の安定をはかるため此際平均に五十錢の昇給され度し(六)一箇年以上の者には定期慰勞金として賞與金を支給され度し、慰勞金は六月と十二月に、又年二回の定期昇給あり度し(七)工場の都合に依り臨時休業せる場合は日給額を支給され度し(八)殘業の場合は相當の割增を支給され度し(九)私病のために職業に從事し能はざる場合に退職の時は日給の九十日分を支給され度し、責任者にして解雇退職の場合は[illegible]明示され度し、公務のため重傷病死の場合確實なる規定を明示され度し、家族死亡の際工場主より相當の慰勞金を定められ度し(十)此際犧牲者を出さぬこと(十一)回答は六日の正午

久保田鐵工所 尼崎分工場起つ
本社職工と相呼應して 九箇條の要求書を提出

久保田鐵工所の勞働爭議は夕刊所報後實行委員は全部の委任狀を纏めて工場長まで嘆願書を提出して其の解答期は七日正午といふ要求である、若し容れられぬ場合は怠業か罷工の擧に出るより外はないと實行委員は言つて居り會社側では「諾」「否」に拘らず解答は出來ぬらしいから何にしても何事か起るらしい形勢である、又尼崎分工場の鑄造、鍛造、仕上、機械

各工場 の職工四百名は六日遂に結束し、立ち實行委員を擧げて左の如き要求書を會社側に提出した

第一 橫斷組合及團體交渉權を確認する事、職工加入及解雇は職工側委員に謀る事、賃金の引上引下に就ても委員に謀る事衞生設備及危險豫防委員を設け其の交渉に當する事

第二 會社の都合に依り職工を解雇する場合は左記の金額を支給すべき事 六箇月未滿は日給六十日分、六箇月以上一年未滿は百二十日分 一年以上のものは一箇月を增す每に日給五日分を加算する事歸國旅費として妻帶者に五十圓獨身者に三十圓

第三 職工勞役者にして自己の都合上退職するときは六箇月以上のものに對しては就職月より起算して一箇月に三日分を支給されたし

第四 一年二回定期昇給

第五 每年上半期下半期二回に賞與金を贈與する事但し鐵管工場の平均率を以てす

第六 現在日給二圓以下のものに對しては三割、二圓以上のものには二割五分位の割當にて昇給されたし

第七 職工勞役者にして公務の爲め死亡したる場合は千五百圓以上の弔慰料を贈與されたし

第八 公務の爲め負傷して不具者となりたる時は其職に就き得るものは二百圓以上、職に從事し能はざるものは五百圓以上、全然職に堪へざるものは生活の安定を圖られたし

第九 解答は七日正午の事

之れこ て解答期に果して解答し得るかは疑問である職工側の言に依ると殘る尼ヶ崎の鑄管工場も恩加島分工場も本工場の[illegible]工場も全部今明日中には結束して立つ事と決したと云ふがさうなれば問題は愈々紛糾するであらう

久保田鐵工も 怠業狀態
要求提出

大阪久保田鐵工所分工場の爭議は一時解決の兆が見えたが昨日實行委員は村上庶務課長と會見後に提出した嘆願書に修正を加へ妥協案を申出でたが拒絕され職工側は遂に怠業を決行するに至つた併し職工側は重ねて第二回要求委員を村上氏の手許へ提出した(八日、大阪發)

怠業狀態の 久保田鐵工所

[illegible]久保田鐵工所職工側は[illegible]要求書を提出[illegible]會社側は[illegible]したので委員は全部[illegible]一齊に實行委員を[illegible]となり[illegible]怠業狀態である

先鞭案失敗
久保田鐵工所は怠業狀態化

久保田鐵工所では五日午後二時職工の優遇及退職手當に就き掲示をしたが職工側では最初に坂井工場長の手まで出した嘆願書の要旨とは相違が甚だしいといふので同夜來協議の結果六日改めて嘆願書を提出に決したので坂井工場長は今朝村上庶務課長と會見し嘆願書を提出したが村上庶務課長は職工の委任狀がないと云ふので突返した職工側ではじめて改めて嘆願書を提出する筈だが既報の退職手當及び職工の優遇などは職工側では少しの有難味を感じて居らず會社側では要求を俟たず優遇方法を講じたと云ふ態度を示してるので相方睨み合の姿となり職工側では六日朝來怠業狀態に陷つた

久保田鐵工の 回答延期
委任狀を添へて再提出

久保田鐵工所では五日職工は朝刊既報の通り嘆願書を提出したが工場長は職工全員の意志を表明するには缺如した處があるからとて一時工場長の手元に預かる事となり實行委員は七日全部の委任狀を添へて提出するに決した、從つて解答期である六日正午を延期するの外なく實行委員は

協議奔走 して居たが午後二時に至る迄委任狀すら纏らず又業主側では最大限度の優遇案を發表して居るのだから如何なる要求が出やうとも應ずる事は出來まい併し重役會議にはかける積りであると某重役は言つて居るが双方非常に接近して居るから兩三日の內には無事解決するらしい

久保田鐵工所 遂に要求書を出す
會社の優遇案發表から

久保田鐵工所は夕刊既報の如く會社側の優遇案なるものを發表したが尼崎分工場に對しては[illegible]

本工場 には甚だ極めて不公平なるものであるとて職工一同に大いに激昂し遂て實行委員で保留されて居た左の如き十一箇條の要求案を提出し會社の回答如何に於ては[illegible]の靜を亂するやも計られない形勢である

要求書

一、勞働委員制度の實施

二、解傭手當滿一箇年未滿のものには五日分滿一箇年以上のものには一箇月を增す每に三日分を支給されたし二箇年以上は一箇月を增すごとに五日分歸國旅費は妻帶者には三十圓獨身者には二十圓

三、自發的に退會せる場合は解雇手當の半額を支給されたし

四、勞動賃與を從前通り支給されたし

五、生活安定を計るため平等に五十錢增給をされたし

六、一箇年以上のものは定期慰勞金として六月と十二月に賞與を支給されたし年二回に定期昇給をなされたし

七、工場の都合上臨時休業せる場合には日給額を支給されたし

八、殘業の場合は相當步增しを支給されたし

九、(省略)

十、この際犧牲を出さゞること

十一、回答期間は六日正午

窪田鐵工所
職長調停
强硬派再び要求提出

窪田鐵工場に於ても職工より提出した要求[illegible]後三時職工の意見硬軟兩派に分れ容易に纏まらず[illegible]會社側は[illegible]硬派は八日中に獨立して再び要求を提出すると云ふ事となつた、之を聞いた[illegible]署長は事態容易ならず[illegible]工場に引揚げて一同に報告したが[illegible]七日職工の委任[illegible]所があつた(大阪電話)

勞働團體承認 要求提議
久保田製鋼部

大阪西區北恩加島町株式會社久保田鐵工所製鋼部七百餘名は不景氣の折柄當然來るべき運命を豫想した結果六日夜[illegible]外二十五名を實行委員として勞働委員制度外十項の嘆願書を提出したるが見事拒絕されたので七日午前再度嘆願書を提出したので會社側は正午實行委員と會見し嘆願書の說明を聽取した(大阪電話)